

一般試験 募集要項

(1) 試験日程

	願書受付期間	試験日	合格発表日
一般試験	令和3年10月7日(木)～ 令和3年10月26日(火)必着	令和3年10月29日(金)	令和3年11月5日(金)

(2) 募集定員 各科定員まで (推薦試験の合格者を含め、各科20名程度)

(3) 受験資格

学校教育法による高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）を卒業した方（卒業見込みの者を含む）
又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

(4) 試験方法・提出書類

試験方法	普通課程	高等学校卒業程度の学科試験 (国語：総合(古文・漢文除く)、数学：数学I・数学A)及び 面接試験
試験場所	高崎産業技術専門学校	
提出書類	令和4年3月に高等学校卒業見込みの方	1 入校願書 (4×3cmの写真をはり付けること) 2 進学用調査書 3年1学期又は、前期までのもの。ただし、通信制等は発行可能な期間までのものとする。
	高卒以上の既卒者	1 入校願書 (4×3cmの写真をはり付けること) 2 高等学校以上の卒業証書の写し又は学校等で作成する証明書 ※高等学校以上とは、高等学校及び高等学校等卒業以上で入学可の専門学校、短期大学、大学、大学院等 3 進学用調査書(令和3年4月1日時点で20歳未満の方は卒業した高等学校等で作成した証明書が必要) 4 職務経歴書(令和3年4月1日時点で20歳以上の方は職務経歴の有無に関わらず提出が必要)

提出書類	高等学校卒業と同等以上の学力を有すると認められる方	<p>○高等学校卒業程度認定試験規則による認定試験に合格した方及び令和4年3月31日までに合格見込みの方（大学入学資格検定の合格者を含む）</p> <p>1 入校願書（4×3cmの写真をはり付けること）</p> <p>2 認定試験の合格を証明する書類 合格者：合格証明書又は合格証書の写し 合格見込者：当校の試験合格後、原則として入校日までに合格証明書、又は合格証書の写しを提出すること。</p> <p>3 中学校の成績証明書（令和3年4月1日時点で20未満の方は、出身校で作成した証明書が必要です）</p> <p>4 職務経歴書（令和3年4月1日時点で20以上の方は職務経歴の有無に関わらず提出すること）</p>
	上記以外	高崎産業技術専門学校にお問い合わせください。
入校試験料	2,200円 入校願書に群馬県収入証紙、又は金融機関で交付された払込書の領収済証明書をはり付けてください。払込書による納付も可能です。希望される方はお問い合わせ下さい。 ※納付された入校試験料はいかなる理由があっても返還しません。	
提出方法	1 持参または郵送とする 2 郵送の場合は郵便局から簡易書留で郵送してください。その際、受験票返信のため住所、氏名及び郵便番号を記入した84円切手を貼付した封筒（「長形3号又は角形8号」）を同封してください。	
提出場所	高崎産業技術専門学校に提出してください。 一定の要件を満たせば「雇用保険」や「職業訓練受講給付金」等の給付金が支給されることがあります。該当する方は、入校願書を提出する前に、公共職業安定所（住所又は居所を管轄する公共職業安定所）に相談してから願書を御提出ください。	
提出期限	願書受付終了日の17時15分必着	

(5) 入校手続等

入校手続や提出書類に関する詳細については、合格発表の際に連絡します。

入校料	5,650円（群馬県収入証紙又は金融機関払込書による納付）
授業料 諸費用	授業料は年額118,800円（月額9,900円）です。 諸費用については、募集科により異なります。 ※1ページ参照

※ 納付された入校料は、いかなる理由があっても返還しません。

※ 金額は、都合により変更することがあります。

(5) その他

- 高等学校等の卒業見込み等で受験した合格者（全科）は、入校日までに卒業証明書（卒業証書の写し又は出身学校で作成する証明書）を提出していただきます。

- 独立行政法人 日本学生支援機構による奨学金は利用できません。
- 外国籍の方で、在留資格が無い場合は、法令により入校することができません。詳しくは当校までお問い合わせください。
- 自動車整備科を「中学校卒業と同等以上の学力を有すると認められる者」として受験希望される場合、受験資格を確認させていただきますので、お早めに当校までお問い合わせください。
- 中学校卒業後、就業等していたなど、高等学校等卒業資格がない方でも、定員若干名の「若年者チャレンジ一般試験」があります（ただし、令和3年4月1日時点で30歳未満の方）。詳細については当校までお問い合わせください。

応募のあたっの注意！（該当する方は御注意願います）

公共職業安定所（ハローワーク）の受講指示により本校に入校すると訓練期間中、給付金が支給される場合があります。この場合あらかじめ公共職業安定所（住所又は居所を管轄する公共職業安定所）において、職業訓練受講に関わる受講相談を行う必要があります。該当する方は、必ず出願書類を提出する前に、公共職業安定所に相談し、手続きした上で願書を提出してください。なお給付に関する詳細は、公共職業安定所に御相談ください。（当校に願書提出後に受講相談した場合、受講指示されないの御注意ください。）